参考資料３

# 内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成１７年８月２３日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成１５年１２月１９日閣議決定)」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

１．基本的考え方

(1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。

(2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

２．算定の方法

(1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点２位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

(2) 在職期間が１年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については１．０を基準業績勘案率とする。

(3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。

なお、１．０を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成１６年７月２３日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

３．業績勘案率決定の手続き

(1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。

(2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。

(3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が１．５を超え、又は０．５を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附　則

この決定は、平成１６年１月１日以降の在職期間に適用する。

別　紙

基準値の決定方法（Ａ＋～Ｄの５段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（Ａ＋＝５、Ａ＝４、Ｂ＝３、Ｃ＝２、Ｄ＝１）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

| 得られた値 | 基準値 | 得られた値 | 基準値 |
|---|---|---|---|
| ５．０ | ２．０ | ３．２以上３．５未満 | ０．９ |
| ４．９以上５．０未満 | １．９ | ２．９以上３．２未満 | ０．８ |
| ４．８以上４．９未満 | １．８ | ２．６以上２．９未満 | ０．７ |
| ４．７以上４．８未満 | １．７ | ２．３以上２．６未満 | ０．６ |
| ４．６以上４．７未満 | １．６ | ２．０以上２．３未満 | ０．５ |
| ４．５以上４．６未満 | １．５ | １．８以上２．０未満 | ０．４ |
| ４．４以上４．５未満 | １．４ | １．６以上１．８未満 | ０．３ |
| ４．３以上４．４未満 | １．３ | １．４以上１．６未満 | ０．２ |
| ４．２以上４．３未満 | １．２ | １．２以上１．４未満 | ０．１ |
| ４．１以上４．２未満 | １．１ | １．２未満 | ０．０ |
| ３．５以上４．１未満 | １．０ | | |

※　今後、各分科会において５段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。